

第9節 ごみ処理施設の整備

1. 基本的な考え方

本市は、平成27年3月まで名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの2つの焼却施設で燃やすごみの焼却を行ってきました。

稼動から約40年が経過した今泉クリーンセンターは、平成27年3月にごみの焼却を停止しました。また、名越クリーンセンターは、基幹的設備改良工事を実施し、延命化を行いました。稼動からすでに約30年以上が経過し、施設全体の老朽化の課題を抱えており、令和6年度末で焼却を停止します。

このような状況の下で、将来にわたって安全で安定したごみ処理を継続していくためには、ごみの減量や資源化によって焼却量の削減に努め、令和7年度以降、広域化実施計画に基づき逗子市の既存焼却施設を中心に焼却処理を行います。

新たな資源化による施設整備として、家庭系生ごみについては、市内に好気性の微生物を活用した施設整備を進めます。紙おむつについては、市内に施設を整備するか、あるいは民間事業者へ処理委託をするか、本市にとって最適な資源化手法の検討を進めます。また、名越クリーンセンターの焼却停止後、燃やすごみについて広域連携を中心に処理を図るため、処理施設まで効率的にごみを運搬するための中継施設の整備が必須となることから最適な整備手法等の検討を進めます。

なお、本計画の計画期間内は、ごみ焼却施設が名越クリーンセンター1施設となるため、リスク管理に努めながら、施設の適正管理を行う必要があります。災害時や緊急事態等における処理について、2市1町の広域連携の中で協議するとともに他の市町村との連携や民間活用による処理について検討を進めます。

2. ごみ処理施設の整備計画

ごみ処理施設は、燃やすごみを焼却する「焼却施設」、資源物を処理する「資源化施設」、「その他の施設」に大別できます。

本市のごみの分別等から、ごみ処理に必要な施設は次のとおりです。

(1) 焼却施設

平成28年の本計画策定時は、令和6年度末に名越クリーンセンターの焼却を停止した後、新たなごみ焼却施設を建設して処理する計画でした。

しかし、施設候補地の周辺住民との話し合いが平行線をたどり、名越クリーンセンターの焼却停止期限が迫る中で、改めて最適なごみ処理体制について検討を行うこととしました。

その結果、新たな焼却施設を建設せずに、ゼロ・ウェイストを目指してごみの減量・資源化を進めていくことし、令和6年度末までは名越クリーンセンター1施設で焼却処理を行い、令和7年度以降は、広域化実施計画に基づき、逗子市の既存焼却施設と

民間活用による処理をしていきます。

(2) 資源化施設

本市では、現在、カン・ビン、紙類、植木剪定材、ペットボトル、容器包装プラスチック、使用済み食用油、布団、畳、木質廃材、製品プラスチック等を資源化しています。

笛田リサイクルセンターでは、現在、飲食用カン・ビン及びミックスペーパーの選別、圧縮、梱包を行い、資源化処理委託や売却をしていますが、施設の稼働から23年が経過しているため、今後の施設の耐用年数も踏まえたうえで、資源物の中間処理施設として、引き続き処理を行います。

今後は、長寿命化計画に基づき延命化工事を実施し、施設の維持修繕を継続しながら、適正な維持管理を行っていきます。

その他の資源物については、従来どおり民間事業者による中間処理施設を活用することを基本とします。

新たな生ごみ資源化施設は、好気性の微生物を活用した施設整備を図るとともに小規模な施設から整備し、臭気対策や周辺環境への影響を十分検証した上で施設規模を拡大し、安定的な処理体制を構築していきます。

(3) その他の施設

植木剪定材及び燃えないごみについては、資源化施設に運搬するまでの中継施設である積替施設が必要であり、当面は、現在使用している積替施設を継続していきます。

また、新たな施設として名越クリーンセンター稼働停止後、市内に燃やすごみを逗子市焼却施設などに運搬するための中継施設を整備します。

施設整備にあたっては、臭気や騒音など施設周辺に十分考慮して検討を進めます。

3. 市のごみ処理施設

(1) 名越クリーンセンター

ごみ焼却施設として、適正な維持管理と稼働を継続していきます。

なお、平成24年度から27年度にかけて基幹的設備改良工事を実施して延命化を行いましたが、稼働からすでに約30年以上が経過して施設全体が老朽化しているため、ごみ焼却施設の稼働は令和6年度末までとし、その後は、市内の燃やすごみを逗子市焼却施設などに運搬するための中継施設の候補地としての利活用を検討していきます。

(2) 今泉クリーンセンター

焼却停止後の平成27年4月以降、事業系の燃やすごみ等を名越クリーンセンターへの搬送するための中継施設として適正な維持管理と稼働を継続していきます。それと

併せて、焼却施設以外のごみ処理施設としての利活用を検討していきます。

(3) 笛田リサイクルセンター

資源物の中間処理施設として、引き続き処理を行います。今後は、長寿命化計画に基づき延命化工事を実施し、施設の維持修繕を継続しながら、適正な維持管理を行っていきます。

(4) 最終処分場

本市では、焼却施設から排出される焼却残さは、全量を民間事業者に委託して熔融固化処理することで資源化を進めており、将来的にも焼却残さの埋立てを行いません。

現在、生活環境整備審議会からの提言を受け、引き続き、最終処分場の廃止に向けた調査を進めていきます。

(参考) 深沢クリーンセンター

当面、し尿及び浄化槽汚泥は公共下水道管への放流を継続しますが、し尿及び浄化槽汚泥の下水道施設への直接投入など施設のあり方についても検討します。

表 2-21 本市のし尿放流施設の現状

し尿放流施設	深沢クリーンセンター
--------	------------